

大宮法科大学院大学ローレビューへの期待

大宮法科大学院大学学長

住吉 博

設置されてから2年目を迎えるいま、大宮法科大学院の紀要として関係者の尽力により、最初のOmiya Law Review が刊行されるはこびとなった。研究者と実務家とオリジンの相違する要員を集めて根底的に新しく編成されたファカルティから公表される第一回目の業績としては、充実した内容に仕立て上げられていると自讃することが許されるであろう。

ひとり大宮法科大学院のみならず、すべての法科大学院が自己の存在意義を確かめ、将来の目処をいかに認識すべきかについて今なお模索しているのが現状である。法律家を養成し訓練するプロセスの一環として、(新)司法試験受験直前の段階を法科大学院教育が担うという構想は受容されてよいし、それはすでに関連の法規をもって実定制度化された構想である。しかし、日本の法律家(いわゆる法曹)の供給と選抜が、条件となる関連の諸事情との見合いでどのような具体相をもって実現されるべきか、という問題はなお残されていて、機関としての法科大学院運営の関心からその問題について考察を試みようとするならば、いくつかの深刻な疑問に直面することになる。設置規準として示されている教員資格の要求水準に関してもそうであるし、入学者を送り出す現実社会の側に醸成されている期待の的確さについてもまたそうである。

要するに、法科大学院なる新教育機関の制度設計は日本の実情に十分な配慮をめぐらせた末のものであったのか、またその新規性について社会の理解、とりわけマスメディアの認識を確保する手立てを尽くしたものであったのか。その他にもいくつかはなはだ残念に思われるところがある。そしてその真底には、法と法律家をめぐる日本人全般の意識が問われるという問題が潜在している。

Omiya Law Review がそうした懸念に立ち向かう論策をも提供できるフォーラムになることを期待する次第である。